



運用に向けた補助スキームの不断の見直しや、公営住宅の活用による先駆的な取組の検討など、子育て・若者世帯を支援する住宅政策に期待が寄せられました。

そのほか、奥沢センタービルの耐震化に向けた進捗状況や指定管理者におけるLGBTQ対応の定期的な調査・点検、梅丘図書館のような先進的機能を有する滞在型図書館の他地域展開、区のメインアプリとしてのせたがやP a yの確立、若年層の投票率向上に資する選挙パスポートの配付など、幅広い質疑や要望がなされました。

次に、企画総務領域について申し上げます。

ここではまず、特別区税をはじめとした歳入増が見込まれる一方、不安定な国際情勢や円安の進行により、依然不透明な現下の経済状況を踏まえ、予算規模の肥大化に懸念が示されるとともに、既存事業の廃止や見直しによる不断の行財政改革や専門家の助言に基づく積極的な公金運用による税外収入の確保など、将来の行政需要を見据えた強固な財政基盤の構築が強く求められました。

また、予算編成過程において、区民が主体的に参画する仕組みの検討が望まれるとともに、税負担の中心を担う現役子育て世帯への支援の拡充や、都市ブランドの確立に向けた中長期的な都市戦略の策定に加え、政策立案におけるせたがや自治政策研究所の積極的な関与や公会計制度に基づく財務諸表の一層の活用など、持続可能で魅力あふれる自治体経営が求められました。

災害対策関連では、多様性の視点を備えた女性防災コーディネーターの避難所運営における役割の強化が求められるとともに、在宅避難者を含めた避難状況を一元的に把握できるシステムの導入や避難所生活に不可欠な非常用電源の確保、さらには安全性と衛生面に配慮した災害用トイレの整備拡充など、安全安心な避難生活に資する取組が提案されました。

D X関連では、高度化するサイバー攻撃に対する実効性のある情報セキュリティ体制の整備が求められるとともに、標準化対象外業務の事務負担軽減に寄与する区独自システムの構築や、せたがやP a yへのオンラインプラットフォーム機能の実装、行政手続のオンライン化の徹底など、区民の利便性向上と行政の効率化を実現するデジタル技術のさらなる活用に期待が寄せられました。

職員関連では、障害者の法定雇用率達成に向けた取組状況が問われるとともに、六十歳を超えた職員の給与減額制度に対する人事委員会への是正要請や女性職員へのキャリア形成支援の推進、被害者の心情に寄り添ったハラスメント対応など、誰もが働きやすい職場

環境の整備が切に望まれました。

そのほか、公益通報制度に関する正確な情報発信、納付相談を受ける債権管理所管と生活困窮者支援所管との連携強化、弦巻中学校改築に伴う既存樹木の保全に向けた施工方法の工夫、再開発を契機とした千歳烏山駅周辺の公共施設の集約化、区内刑法犯の大半を占める乗り物盗対策の推進など、様々な質疑や要望がありました。

次に、区民生活領域について申し上げます。

ここでは、産業活性化拠点として昨年七月にグランドオープンしたホームワークビレッジについて、スタートアップ企業の成長を加速させる戦略的な支援プログラムの展開や、国内金融機関との連携による資金調達機会の創設が求められるとともに、気候変動に適應する製品やサービスを提供する事業者への積極的な支援、区内に大使館を有するアフリカ諸国との経済連携の模索など、グローバルな視点に立脚した持続可能な経済政策の推進が切に望まれました。また、商店街振興組合連合会との連携によるせたがやP a y加盟店のさらなる拡充が求められるとともに、建設業の人材育成に資する補助制度の一層の推進や従業員のニーズを捉えた中小企業向け福利厚生メニューの充実、I T分野に特化した障害者就労支援策の実施など、区内産業の活性化に向けた様々な取組が提案されました。

環境・リサイクル関連では、エコ住宅補助金のメニューを縮減した意図が問われるとともに、D Xを活用した粗大ごみ収集ルートの自動生成システムの導入や「F r y t o F l y P r o j e c t」への参画を契機とした脱炭素化の推進、地域の祭り会場でのごみ分別に資する表示の工夫、住宅断熱化の効果を区民が体感できる場の提供など、環境負荷の低減に向けた区民の行動変容を促す取組に期待が寄せられました。

文化・芸術関連では、生活保護世帯に対する区立美術館・文学館常設展の無料観覧制度の周知徹底が求められるとともに、新設された世田谷アーティストバンクについて区立小中学校との連携による子どもたちへの芸術体験の提供や、登録アーティストの活動場所の拡充、美術分野への登録ジャンルの拡大など、身近に文化芸術に触れることができる環境の創出が望まれました。

人権・国際関連では、犯罪被害相談窓口での障害特性に応じた合理的配慮の徹底や、月経への理解促進に寄与する体験型展示の実施とともに、広島市への中学生派遣事業を通じた区民の平和意識の醸成や、クロッシングせたがやの機能強化など、多文化共生と人権に配慮した地域社会の実現が強く求められました。

そのほか、誰もが気軽に楽しむことができるニュースポーツの推進、町会・自治会の加

入促進に向けた手続のオンライン化、DXによる利便性追求に偏らない区民サービスの在り方に対する区の見解、奥沢区民センターの民間新築建物への遅滞なき移転など、様々な質疑や要望がありました。

次に、福祉保健領域について申し上げます。

ここではまず、インバウンドの急増による宿泊需要の高まりに伴い、民泊における騒音やごみ出しルールの違反が社会問題化する中、法令に違反した事業者への罰則強化をはじめ、住民説明会や管理人常駐の義務化を含む条例改正など、民泊事業の適正な運営に向けた早急な対策が求められました。一方で、優良な事業者に対する宿泊可能日数の制限緩和や、国際交流や観光事業に貢献する事業者名の公表に加え、家主居住型と苦情の多い非居住型の呼称の区別化、さらには旅館業及び住宅宿泊事業検討委員会における多様な構成員の選定など、住宅宿泊事業の振興に資する取組が数多く提案されました。

子ども・子育て施策関連では、危機感のない区の保育待機児童対策に懸念が示されるとともに、フェアスタート事業の公平性に欠ける対象要件に疑義が呈されました。また、子どもの権利を主軸としてきた離婚後の共同養育の推進や乳幼児短期緊急里親制度における対象月齢の引下げ、また、家庭での子どもの孤立防止に資する支援の強化や池之上青少年交流センターにおける児童館機能のさらなる充実、さらには保育園及び幼稚園でのデンマーク式自転車安全教室の実施など、子ども・子育て支援施策の一層の推進が望まれました。

障害者施策関連では、グループホームにおける障害者の人権擁護に対する区の認識が問われるとともに、高次脳機能障害当事者へのヒアリングを通じた困り事事例の集積や、世田谷フォントにおける権利帰属の明確化が求められました。また、障害者日常生活用具給付事業においては、貸与制度の導入検討や対象品目への障害児用だっこひもの追加など、障害者の地域生活を支える施策のさらなる展開が求められました。

高齢者施策関連では、介護の仕事を体験から就労につなげるスポットワーク支援助成事業の精緻な効果検証をはじめ、高齢者が信頼できるケアマネジャーの確保や、定着に資する支援策が求められるとともに、認知症の早期発見と早期対応につながる身近な相談窓口の開設や若年性認知症当事者の意向を尊重した伴走支援など、誰もが希望を持って暮らし続けられる社会の実現に期待が寄せられました。

そのほか、地区から展開する総合的な福祉施策の再構築をはじめ、生活保護世帯の減免制度に係る広報の改善、難病患者の働きづらさに関する職場の理解促進、医療における多

文化対応の強化、ひきこもりの早期相談につながるリーフレットの作成、新型コロナワクチン接種事業の終了基準の設定、犬の飼育マナー向上に有効な啓発動画の配信など、様々な質疑や要望がありました。

次に、都市整備領域について申し上げます。

ここではまず、区内各地で町の更新に向けた議論が交わされる中、千歳烏山駅周辺の街づくり計画に関し、点在する公共施設の集約も含めた町全体のリデザインや、駅前広場、再開発ビルと周辺商店街が調和した新たなにぎわいの創出に期待が寄せられました。一方で、地区計画案に対する区民意識の反映状況に疑問が呈されるとともに、影響が見込まれる方への計画案の周知徹底や、区民と再開発準備組合との意見交換の場の設定など、多様な立場の人々が集い、議論を重ね、合意形成を図る丁寧なまちづくりが切に望まれました。

また、下北沢駅周辺まちづくりに関しては、鉄道駅とバス交通の接続に不可欠な補助五号線Ⅰ期区間の早期完成が強く求められるとともに、車両通行量の抑制が期待できる新たなモビリティ交通の導入や、町なかでのスケートボード利用のルール策定など、歩行者主体の安全で快適な町の実現に向けた取組が期待されました。

交通政策関連では、区立駐輪場におけるリアルタイムでの空き情報の可視化が求められるとともに、深刻な運転手不足等により減便、廃止が相次ぐバス路線の維持に向け、大型免許を所有する退職自衛官とバス事業者とのマッチング支援や自動車学校と連携した就職説明会の開催など、区民生活を支えるバス交通の確保に資する方策が提案されました。

公園・緑政策関連では、都立砦公園での倒木事故を受けた区の対応が問われるとともに、玉川野毛町公園への防災体験・学習機能の付加や、二子玉川公園での夏のナイトシネマ開催、ボール遊びができる身近な広場の整備など、町の安全を支え、にぎわいと憩いの拠点となる公園整備が求められました。

防災まちづくりに関しては、擁壁改修に係る補助金の額の妥当性が問われるとともに、大規模盛土造成地の安全性調査の徹底や耐震改修を促す利子補給付融資制度の創設など、災害に強い町の実現に向けた一層の取組が求められました。また、空き家対策については、道路パトロール事業と連携した危険家屋調査が提案されるとともに、空き室等の未利用都市ストックと行政事業とのマッチング体制の強化による持続可能でクリエイティブな町の実現が望まれました。

そのほか、環八千歳台交差点への横断歩道の早期整備、定住・住み替え応援事業の制度

設計に対する疑義、エスカレーターの安全利用に関する啓発強化、まちづくりセンターを核としたまちづくりの推進など様々な質疑や要望がありました。

次に、文教領域について申し上げます。

ここではまず、不登校児童生徒の新たな学び場となる北沢学園中学校の四月開校が迫る中、併設されるほっとスクール北沢と連携した切れ目のない支援の仕組みづくりが求められるとともに、区立学校へのスクールソーシャルワーカーの増員配置や、不登校対策に関する専管組織の創設、さらには家庭と学校外の居場所の整備など千六百名を超える不登校の現状に即した実効性のある対策の拡充が切に望まれました。

また、要配慮児の就学における幼保小と療養機関の緊密な情報共有をはじめ、認知されにくい高次脳機能障害に係る教員研修の充実や、いじめの予防に資する条例制定など、子どもと保護者の不安に寄り添った教育環境の構築に期待が寄せられました。

学校運営関連では、生成AIを活用した教員の事務負担軽減や世田谷に愛着を持つ教員を採用できるコミュニティ・スクール公募制度の活用促進が望まれる一方、校長によるハラスメント行為や寄附物品の転売事件の発生に加え、着用が義務ではない標準服の位置づけの不正確な説明や、強制加入の誤認を招く学校名でのPTA入会案内など、保護者の信頼を損なうおそれのある学校対応に苦言が呈されました。

学校施設関連では、包括管理業務委託事業者における区内企業への再委託の公平性担保が望まれるとともに、耐用年数に応じた学校改築に対する国庫補助制度創設の働きかけや砧中学に整備予定の小学校との共同利用を想定した簡易温水プールの安全性確保、さらには、男女のトイレ使用時間を考慮した便器数の精査など、安全かつ快適な学校施設の維持更新が求められました。

図書館関連では、未就学児と保護者に対する学校図書館の開放をはじめ、学習タブレット端末での電子図書の閲覧や中央図書館の大規模改修を契機とした民間視点による収益性の確保など、地域の学びを支える図書館の利用促進のための取組が提案されました。

GIGAスクール関連では、デジタルツールが普及する中、医療機関と連携した課金ゲーム依存症予防の取組強化や筆記による言語能力育成の再評価が求められました。

そのほか、国歌の複数教科での学習、区内在住のインターナショナルスクール生と区立学校との交流の実現、水泳授業の減少を踏まえた水難事故防止教育の充実、世田谷のまちづくりを題材とした教育の展望、保護者負担である卒業証書ホルダー費用の予算化など、様々な質疑や要望がありました。

以上の各部門の審査を経て補充質疑に入りましたが、ここでは各部門の審査で懸案とされた課題が数多く取り上げられました。

まず、令和八年度の新規事業として予算計上された定住・住み替え応援事業について、保育待機児童問題への懸念が高まる中、子育て・若者夫婦世帯の定住促進を目的とした制度設計に対して疑義が呈されるとともに、妥当性を欠く成果指標や質、量ともに不十分な事業内容の見直しが強く求められました。一方で、子育て・若者夫婦世帯の地域活動への参加促進に資する取組や庁内横断的な定住支援戦略の推進など、定住促進に向けた実効性のある施策展開が求められました。

福祉保健領域では、保育園整備のノウハウを生かした放課後等デイサービスの整備促進が望まれるとともに、保育需要収束後も見据えた待機児童対策の着実な推進や、地域医療体制の安定的な維持に向けた区内病院への支援、心身障害児に係る福祉手当の所得制限の撤廃、介護人材確保に資する民間プラットフォームの活用など、誰もが安心して暮らし続けられる地域社会の実現に期待が寄せられました。

都市整備領域では、千歳烏山駅南側の再開発に関し、地域住民の居住やなりわいの継続に関する課題への区の認識が問われました。また、災害時の安全確保と良好な景観形成に資する無電柱化の推進や、私道における下水道管の改修促進に向けた助成制度の見直しなど、区民の安全安心を守るまちづくりの推進が強く望まれました。

文教領域では、策定から一年が経過したインクルーシブ教育ガイドラインの学校現場における取組の成果が問われるとともに、障害の有無にかかわらず読書を楽しむことができる学校図書館の拡充や複数の国や文化にルーツがある子どもに対するいじめ予防の強化など、多様な子どもに配慮した環境の整備が求められました。また、学校改築に対する過小な財政支援の是正に向けた国への働きかけや、アプリを活用した自転車安全教育の実施など教育施策の推進に向けた取組が提案されました。

そのほか、DVやストーカー加害者の更生に資する施策の実施、公益通報制度における第三者性の担保の徹底、民間空襲等被害者見舞金の申請状況、イベント申込みでの往復はがきの廃止とオンライン化、二十歳のつどいにおける国歌斉唱の実施、予算編成過程の透明化、ホームワークビレッジを活用した都市農業の魅力発信など、多岐にわたるの質疑や要望がありました。

このようにして、延べ七日間にわたる一般会計外三件に対する質疑を終了いたしました。

ここで、桃野委員ほか一名より提出された一般会計に対する組替え動議を議題といたしました。本動議は、定住応援事業及び住み替え応援事業に関し、居住継続の担保と応援金返還に関する規定や政策効果を検証する指標が欠如しており、また、保育・教育をはじめとした関連施策との整合性や優先順位が十分検討されておらず、制度設計及び政策合理性を著しく欠いていることから、歳出予算のうち二億五千八百三十一万円を住宅費から都市整備基金積立金へ、歳入予算のうち九千九百万円を国庫補助金から都市整備基金繰入金へ組替えをすることを求めるため提案されたものであります。

委員会では、提案者の説明の後、意見に入りましたところ、日本共産党より「我が党は、新年度の一般会計予算案に対して賛成の立場である。また、子育て世帯、若者世帯に対して、ずっと世田谷に住み続けてほしいという思いは共有しており、物価や家賃が高騰する中、区内での住居確保に困窮する区民や区外への転出を選ばざるを得ない区民への支援は必要だと認識している。しかし、この定住・住み替え応援事業は、そのような区民への支援にはならないと判断する。数千万円から一億円に達するような住宅購入に対し、僅か四十万円の給付が果たしてどれだけの意味を持つのか。我が党は住宅購入ができる層に対する応援よりも、高額な家賃に苦しむ層に対する支援こそが必要と考える。進めるべきは、区営住宅の増設や家賃補助制度などの充実であり、この政策は税金を使う方向が違っていると指摘し、本動議に賛成する」、世田谷刷新の会より「本来、政策形成においては、社会情勢や他自治体の動向といった外部要因を十分検討し、適時的確な判断を下すことが必要不可欠である。しかし、「ずっと、世田谷。」と銘打たれた本事業をめぐる区の姿勢は、こうした行政経営のイロハを根底から欠き、極めて独善的かつ硬直的であると言わざるを得ない。この前提の下、本事業における主な問題点を三点指摘する。第一に、待機児童問題との政策的な不整合である。都の保育料第一子無償化により、本年四月の保育園申込者数は過去最大の六千七百四十一人に増大した。特に一歳児の枠は区全体で二百二十四人分も不足している。このように、インフラの危機的状況が顕在化したにもかかわらず、都市整備部門が定住応援と称し子育て世帯を無理に引き止めることは、区が意図的に待機児童問題を加速させようとしているのも同然である。第二に、議会からの多角的な疑義に対する不明瞭なスタンスである。多くの委員から、一億円を超える住宅価格に対し四十万円の交付金では行動変容は起き得ないという価格弾力性の低さや、既に定住を決めた世帯への公金支出はデッド・ウェイト・ロスに当たるなど、論理的かつ経済合理性に基づいた疑義が呈されたが、区は、強いメッセージを込めた、総合的に判断するといった抽象的な答弁

に終始し、納税実績の追跡や効果が出なかった際の撤退ラインの明言を避けた。事業実施に当たり確たる効果検証の軸を持たないことが、政策立案能力の低下と財政規律の緩みを如実に物語っている。第三に、行政組織の行き過ぎとも言える縦割りである。都市整備政策部が主導するばらまき事業によって悪化する待機児童問題は子ども・若者部の責任とされ、区民を預け先のない定住へと追い込む。そして、副区長ですら、そこに相関関係はないと言い切るような組織間の不整合を是正できないガバナンス不全こそが、五年間で十一億円もの血税を投じる事業の土台となっている。このように、不適切な政策形成プロセスによって生み出され、正当性が著しく欠落している本事業に係る予算は白紙に戻し、都市整備基金へ積み立てた上で、本質的かつ持続可能性の高い住宅政策へ振り向けるべきであり、本組替え動議に賛成する」、参政党より「住宅購入は、立地や教育環境、通勤、家族構成など複合的な要因によって決まる、価格弾力性の低い分野であるため、四十万円の給付事業では行動変化は期待できない。その上、本事業は既に区内の住宅取得を決めている世帯にも給付される構造であることから、定住世帯を新たに生み出す施策ではなく、もともと起きていた行動に対する後出しの支援に税金を投じる無駄な支出にすぎない。仮に補助金を前提に区内定住を選択するとなれば、本来の市場原理をゆがめることにもつながりかねず、さらに、住宅価格への転嫁が生じた場合には企業支援に転ずる可能性もある。また、本施策は、住宅購入者に対する一度きりの給付であるとともに、区内に新たな仕事や関係を生まない波及効果の乏しい制度設計となっている。例えば地域の事業者やアーティストなどの担い手と接続するなど、住宅取得という契機を通じて新たなサービスや価値を生み出す設計も可能と考えるが、本事業には次につながる仕組みがまるでない。政策とは、資金を配ることではなく構造を設計することだと認識しているが、本施策は循環しない、広がらない、残らない、ただのばらまきである。積極的な財政出動は、効果の広がり期待できる施策に行うべきとの観点から見ても、不十分な制度設計である。また、給付を受けた方には肯定的なバイアスが生じるため、事業評価のアンケート調査は効果検証ではなく、単なる満足度調査にすぎない。本来検証すべきは、この施策によって本当に世田谷を選んだのかという行動変化、すなわち転入転出の実態や意思決定の要因である。以上の点から、本施策は効果が不明なまま実施するのではなく、一度立ち止まり、制度設計を根本から見直して、本当に行動変化を生み、地域に価値を残す施策へと再構築すべきである。補助を受けた人が得をした程度にしか思わず、そのほかの効果の説明が論理的にできない施策に対し大事な税金を使うべきではないと考え、本動議に賛成する」、世田谷から



○石川ナオミ議長 これより意見に入ります。

意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により十分以内といたします。

二十八番川上こういち議員。

〔二十八番川上こういち議員登壇〕（拍手）

○二十八番 川上こういち議員 日本共産党世田谷区議団は、令和八年度世田谷区一般会計、介護保険事業会計に賛成し、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療会計予算に反対の立場で意見と要望を申し述べます。

国民健康保険事業会計は、一人当たり保険料が値上げとなる上、子ども・子育て支援納付金分の新設で新たな負担が生じています。人頭税のような仕組みの均等割額も値上げとなり、保険料の急激な変動を防ぐために設けられた激変緩和措置期間の終了により、これまで行われてきた一般会計からの法定外繰入れがなくなりました。繰入れによる軽減を続けるべきです。国へ引き続き国保料の抜本的引下げの意見を上げること、区独自の軽減策を実施することを求めます。

区議団が今年実施した区民アンケートに、最終で約千七百件の回答が寄せられ、暮らしが苦しくなった、以前と変わらず苦しいと回答した人が合わせて全体の約七九%に上り、そのうち暮らしが苦しい原因として、物価高騰による食費や光熱費等の支出増を挙げた人が約九三%となっています。また、区政でもっと力を入れてほしいことは何ですかという問いに対して、約三分の二の人が物価高対策と答えました。

アンケートの声を幾つか紹介します。小さな子どもがいます。本当はずっとそばにいたいけれども、両親で働かなければ生活できません。賃金を上げ、余裕を持って子育てしたいです。将来が不安です。シングル家族で生活が大変、住宅補助など検討してほしい。とにかく物価対策、年金生活者は外食一つできません。冷凍食品も高く、米も高く、食費は自分で三食作っていても大変な支出です。国民年金しかない我が家では働けなくなったら暮らしていけない。今住んでいるマンションはローンが終わっているが、管理費、修繕積立金の値上がりで生活費が大幅に減り、預金を崩しながら何とか生きている。公営住宅は空きがない。障害者年金生活者です。年金額が低く生活が苦しいです。このような声が寄せられています。

区民生活は非常に厳しい状況に置かれているということだと思います。

物価高騰に最も有効な対策は、消費税の一律五%への減税とインボイスの廃止です。日

本共産党は、その財源をタックス・ザ・リッチ、大企業、富裕層への課税を強化して、所得が一億円を超えると税の負担率が低くなる一億円の壁の解消などで消費税減税の恒久財源を確保することを提案しています。根本的には国での対策が求められますが、同時に物価高騰から区民の暮らし、福祉を守る区としての積極的支援が重要です。

過去最高の予算規模となった次世代を育む暮らし応援予算と銘打たれた区の新年度予算は、子育て・教育分野に厚い支援の一方、高齢者・障害者分野では新たな取組が少ないと考えます。物価高騰対策も、せたがやPayによるポイント還元、商店街支援が中心のもので、これ自体評価をいたしますが、商店以外のさらなる対策や賃上げのための施策が必要です。

区の基本計画は、区民の生命と健康を守るため、既に確保されたベーシックサービスを堅持することを最優先とする必要があるとしています。しかし、国が生活保護基準の引下げを進めようとしている中で、堅持することだけでは不十分です。区長は我が会派の代表質問答弁で、長引く物価高騰の中、既存のベーシックサービスのみでは全ての区民生活を十分に支えることが難しくなっていると認識を示し、低所得者対策や子どもの貧困対策を充実させ、誰一人取り残さない地域社会の実現に向けて取り組むと答弁しました。

新年度予算では、物価高騰や保護者負担の実態に即した就学援助における小中学校新入学用品費の引上げが実施されます。また、ほっとスクールにおける昼食に関する支援、一時預かり事業等の利用料の無償化や居宅介護支援事務所、訪問介護事業所等に対する暑熱対策物品の購入費用助成、区施設への生理用品の設置、終活支援センターの開設、耐震化支援事業における助成制度の拡充や生活保護世帯及び低所得世帯に対するエアコン購入・設置費用助成事業の実施など、区議団が求めてきた低所得者対策や子どもの貧困対策を盛り込んだこれらの取組を評価します。区民が安心して住み続けられる施策のさらなる推進を求めます。

新年度に向けての日本共産党の提案です。

住宅条例を持つ世田谷区が安心して暮らせる住まいの提供に力を尽くすことは、区民に果たすべき責任です。家賃が高く区外への転居を検討せざるを得ない、また、住宅確保に苦労している区民への支援が必要です。家賃高騰を抑えて、低家賃住宅を確保する政策を追求すべきです。区営住宅の増設、区営住宅に入れなかった人への家賃補助の実施を求めます。

“ずっと、世田谷。” 定住応援事業、住み替え応援事業については見直しを求めます。

持続可能な地域公共交通の確保に向け、民間路線バス事業者への支援に取り組むことを評価します。祖師ヶ谷大蔵駅、祖師谷住宅、砧総合支所を循環するぐるりんバスの増便に向けて、事業者への粘り強い取組を求めます。

千歳烏山駅前の再開発は、実施するべきではないことを申し述べます。

都市計画道路については、参加と協働の道づくりを目指し、住民の声を聞いて、廃止を含めた検討を行っていただきたい。既に優先整備路線となっている補助五二号線、補助一二八号線以西については廃止を求めます。

恵泉通りについて、行政代執行を行うべきではありません。丁寧に働きかけていく対応を求めます。

令和五年の倒木発生で通れなくなっていた等々力溪谷公園は、三月二十四日、川沿いの園路の利用が再開されました。等々力溪谷に限らず、区内の樹木の安全管理を引き続きしっかりと進めていただきたいと思えます。

学校施設の建て替えを毎年三校ペースで計画的に進める区の方針を進める上で、財政的な裏づけが必要です。計画的な学校建て替えにも補助金が出るように、国に対して補助金の仕組みの改善、国の予算の増額を求めるべきです。

世田谷区債権管理重点プランにおける生活困窮者に対する必要な支援の連携の取組は、連携実績が少ないなどの課題はありますが、困っている区民に寄り添う大切な取組であり、どのように区民のために生かしていくかが問われています。連携を強めるとともに、相談が来るのを待つだけでなく、困っている方はどうぞ安心して相談にいらしてくださいという姿勢を区民に発信していくことを求めます。

高齢者・障害者福祉で介護保険や障害者自立支援のサービスにつながらない困難ケースに対して、区が責任を持って対応する福祉緊急対応の支援を強めることが必要です。現場対応できる職員配置の強化を図ることを求めます。

社会教育の推進や居場所機能に必要となるソーシャルワークを行う役割は、直営図書館でこそ担えるものです。図書館の指定管理館を増やす方針は改めることを求めます。

生活保護について、安倍政権の下で行われた生活保護基準の引下げが最高裁で違法判決を受けました。国は判決に基づき、生活保護利用者に減額補償として追加給付を行います。現在、生活保護を利用している人にはそのまま追加給付されますが、生活保護を現在利用していない対象者は自己申請が必要です。生活保護を既に利用していない対象者に対して通知を出して知らせることを求めます。また、国に対して大々的な広報の実施を求め









○石川ナオミ議長 続いて、意見の申出がありますので、発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

二番おぎのけんじ議員。

〔二番おぎのけんじ議員登壇〕（拍手）

○二番 おぎのけんじ議員 令和八年度世田谷区一般会計予算案に反対、外三件に賛成の立場から、世田谷刷新の会の意見を申し述べます。

次世代を育むと銘打たれた来年度予算案において、目玉に据えられた子育て・若者夫婦世帯の定住・住み替え応援事業は、審査の過程で多くの会派から疑義が示され、組替え動議まで提出される事態となりました。私が議員になって以来、行政が目玉と自認する事業に議会からこれほど幅広く不信を突きつけられた記憶はありません。このこと自体、世田谷区行政が区民感覚を全く欠いた箱庭の中で政策を立案している証左にほかなりません。

“ずっと、世田谷。”というならば、まずは六五%が区外から通勤している区職員を区内に定住させ、区民感覚を十分に養い、区民の実態と実情に基づいた正しい行政運営を施行することを出発点にさせていただきたいと思います。

そして、この事業に対する数々のやり取りからあぶり出された行政の問題点は、予算案が可決されれば、忘れられていい類いのことではありません。

保育園申込み者数に対する想像力の欠如を、三年前から検討しているから何が何でもやるのだという硬直性で覆い隠し、政策的効果が十分に見込めないことを自覚した上で予算執行を企てるその姿勢は、公共に資する公務員の姿からは程遠いものと映ります。

思い返せば同じ三年前、区長は向こう二年で待たない窓口を実現すると公言されました。しかし、約束の期限から一年過ぎようとしている今、第二庁舎一階に広がるのは、さらに待たされる区民の滞留です。年度末を控えた今定例会の招集挨拶に、その窓口混雑への言及が一切なかったことから、忘れたいことは忘れる、見たくないものは見ない、見たいものだけを見る、これが保坂区政の本質であると改めて確信しました。

さらに、今回の審査で露呈した組織のセクショナリズムは、半径五メートル行政とも言うべき危機的状況です。“ずっと、世田谷。”における都市整備政策部と子ども・若者部、せたがやPayにおける経済産業部とDX推進部の政策的断絶を指摘しましたが、各部署が縦割れた壁に立て籠もり、特別職までもが部署横断の視座を失っているかのような答弁には、深く失望いたしました。

こうした組織風土が、空襲被害者見舞金、定住・住み替え応援事業給付金、せたがやP





円プラス、せたがやP a y十万ポイント、賃貸住宅の住み替えの際には、せたがやP a y十万ポイントを配るということです。理由は、世田谷区内では不動産価格が高く、そうした世帯が住み続けられないからだそうです。

政策の矛盾は、これまで具体的に指摘をしてきましたので、ここで繰り返すことはしません。この事業にはこの間、我が会派だけではなく、自民党や立憲民主党会派からも、かなり強い反対の声が上がってきました。

我が会派では、予算特別委員会の第五日、都市整備委員会所管質疑での他会派の意見にも耳を傾け、その上で、議会内での民意を推しはかり予算の組替え動議を提出いたしました。残念ながら、組替え動議は賛成少数で否決となってしまいましたが、これまでの経緯を見れば、それぞれ異なる考えを持つ会派を横断して、各議員がこの事業に反対してきたことは明らかです。

我々は、政党には所属しない議員四名から成る会派ですが、一方で、政党には世間で言われるところの右、左というものがあります。この事業は、参政党、維新から共産党まで幅広く反対です。他会派の無所属の議員からも組替え動議への賛同がありました。さきに述べたように、自民党、立憲民主党会派からも強い反対の声が上がっているのですから、区長は議会からの声を真摯に受け止めて、一刻も早くこの事業を見直すべきです。

年間二億五千八百万円、五年続けるなら十三億円にもなる事業を、まさかこのまま続けるのでしょうか。それは議会軽視どころか、議会無視です。議会を無視するなら、区長がまたいつもどおり、熟議とか、区民参加などと言っても、そのふりとしか思えません。

保坂区長は、区長になる前、また区長になってからも、しばらくは狛江市にある持ち家にお住まいで、現在は区内の賃貸住宅と狛江市の自宅を行ったり来たりして暮らしているようです。当時のフリーライター保坂展人さんが狛江市に自宅を買った理由は何でしょうか。もし当時総額四十万円のサポートがあれば、世田谷区内に家を買ったのでしょうか。

多くの方にとって、住宅の購入は人生の一大イベントです。様々な要素を勘案し、熟考して購入に踏み切るものでしょう。価格についてはどのように評価するのでしょうか。同じ条件の物件ならば、駅から近ければ高く、遠く離れるにつれ安くなる。これは当然のこととして理解しているでしょう。緑が多く住み心地がよいエリアは高い、保育園が十分にあるなど、子育てしやすいエリアは高い、町並みや道路が整然として、災害時にも比較的安心できるエリアは高い。同じことです。

逆に言えば、その物件にお値段以上の価値が見いだされたときに選ばれるのです。数千

万円から数億円の住宅を取得しようとする際に、一回限りの四十万円はお値段以上の価値に結びつくと、区長は本気で思っているのでしょうか。

ちなみに、我が会派の田中優子議員による補充質疑の際、区長は、この四十万円という金額で住宅購入を決断する効果があるからとは考えていないと明確に言っています。経済学に足による投票、ポーティング・ウィズ・ユア・フィートという概念があります。手による投票、つまり選挙と対比される概念ですが、住民は自分にとって満足度の高い行政サービスや生活環境を求めて、よりよい自治体へ引っ越す、移動することで意思表示をするという考え方です。つまり今回のお金配りは、自らの区政が選ばれないから何とかお金で釣れないかなという算段で、しかも、その金額が四十万円ということです。

福祉的な政策はまた別の視点であることは論をまちませんが、そうではなく、数千万円から数億円の物件を買おうとする人に対して、区内に住んでくれてありがとうと、区民の大切な税金を使ってお金を配るのは大変な筋違いです。

“ずっと、世田谷。” 事業について初めて聞いたときには、またかと思いましたが、保坂区政には理屈が立たない非科学的な施策がこれまでもあまたあります。論理的な整合性や科学的な根拠よりも何か画期的なことをやっているというイメージ戦略、端的に言えば、区民のためではなく、区長自身の人気取りをもくろんでの施策を頑張るのが保坂区政の特徴です。

これまでも申し上げてきましたが、区長のお気に入りのフレーズ、国より先にやりましたを言いたいがために区政を使うのはやめてもらいたい。

今回、予算特別委員会で取り上げた空襲被害者等支援金も根っこは同じです。昨年十二月、令和七年第四回定例会にて、我が会派は、議案、世田谷区民間空襲等被害者見舞金支給条例、そして、そのための予算を含む令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第四次）に反対しました。当初、区は申請者の人数を九十名と想定していましたが、三月末の締切りまで一週間となる三月二十三日時点の申請者は五名ということでした。ならば、区が目算が誤っていたのだからそれはそれで五名の方に見舞金を支給して事業を終わらせるのが妥当だと思いますが、区長は、来年度も申請を受け付ける、対象者を掘り起こすと答弁しました。

我が会派のひえしま議員がその際も指摘しましたが、この事業は、対象者をしゃかりきになって掘り起こすような性質のものでしょうか。たとえ区長がもっと反響があると思ったのに、拍子抜けだと感じたとしても、それはそれで仕方がないではないですか。現実を







〔十番ひうち優子議員登壇〕（拍手）

○十番 ひうち優子議員 令和八年度世田谷区一般会計歳入歳出予算案外三件全てに賛成の立場から意見を申し上げます。

いよいよ令和八年四月から自転車の交通違反に対する反則金制度の導入、いわゆる青切符制度が始まります。対象者は十六歳以上で、信号無視、スマートフォンの使用といった約百十種類の違反行為に対して、五千円から一万二千元程度の反則金が課されます。今回の青切符導入により、悪質な違反や事故が減る期待が大きく、自転車の安全対策の転換点であると考えております。

一方で、区民の皆様、特に幼児のお子様を持つ保護者の方から、青切符制度に関して不安の声をいただきます。まず、自治体として、自転車のルールと青切符制度の詳細をしっかりと周知することが必要です。また、青切符制度と自転車が安全に走行できる環境の整備はセットであります。自転車ネットワーク計画に基づき、自転車専用レーンを着実に整備することを求めます。

また、自転車の安全対策として、長期の視点で幼児期からの自転車の乗り方安全教室の開催が必要です。他自治体では、幼稚園、保育園でのデンマーク式自転車安全教室を開催しております。自転車先進国デンマークのサイクリスト連盟が開発した子ども向け自転車教育プログラム、デンマーク式自転車ゲームは、遊びながら学ぶがコンセプト。ゲームを楽しみながら、バランス感覚、運動スキル、協調性、危機回避能力を自然と身につけることができるプログラムで、日本でも自転車の乗り方とルール、両方学べることから人気の教室であります。世田谷区の幼稚園、保育園での開催を求めます。

そのほか、今回の予算委員会では、小中学生への自転車の標識教育、オンラインによる自転車安全講習のほか、自転車シミュレーターの活用や東京都自転車安全学習アプリ、輪トレの活用を求めました。

図書館関連では、本格的な滞在型の図書館、梅丘図書館の他地区展開、各駅への図書館の宅配ボックス、ブックボックスの設置、電子図書館と学校図書館の連携、図書除菌機の導入、またその他のテーマでは、粗大ごみの収集ルートのDX化、卵子凍結など多岐にわたり様々なテーマから質問をいたしました。

これら予算委員会での質問を前向きに進めていただくことを要望し、世田谷無所属の賛成意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長 以上でひうち優子議員の意見は終わりました。





第二に、誰もが尊厳を持って生きるための福祉・介護基盤の充実についてです。

四月の高次脳機能障害者支援法施行を踏まえ、高次脳機能障害者に対するライフステージや領域を超えた支援強化は急務です。当事者の九割が現役世代の年齢で障害を負いながら、その半数以上が受傷後の社会復帰を果たせていない実態を重く受け止め、当事者が抱える戸惑いや葛藤に寄り添う新法の趣旨にのっとりた長期の伴走支援体制の構築を求めます。また、学校現場における実態把握や教職員の理解促進に向けた研修の実施を併せて求めます。

超高齢社会において深刻さを増す介護人材の不足については、訪問介護の登録ヘルパーが六年で約千人も減少しているという危機的な状況にあります。単なる事務の効率化にとどまらず、スポットワークの活用や体験入職の助成など、新たな人材を現場へ呼び込む攻めの経営支援を加速させるべきです。

介護の社会化を後退させず、ダブルケアやヤングケアラーといった複合的な課題を抱える世帯を多機関連携で包括的に支えきる。本予算がそのための強固な福祉基盤となるよう、実効性のある執行を要望します。

第三に、気候変動の適用と循環型社会への責任についてです。

温室効果ガスの排出削減による気候変動の抑制を目指す緩和策のみならず、既に顕在化している気候変動影響への適応策を加速させる必要があります。年々激甚化する猛暑によるせたがやそだちの収穫量減少を食い止めるため、生産者の努力に委ねるだけでなく、適応技術の普及や高温耐性品種への転換促進など、農家の生計維持にも寄与する、より踏み込んだ支援を求めます。

学校改築で導入される校庭舗装材は、ダスト舗装が基本であることを再確認しました。人工芝はマイクロプラスチック等の流出による環境と子どもの健康へのリスクが指摘されています。このたび導入が予定されている松沢中学校については、定期更新の必要性を踏まえ、環境負荷低減の視点での素材選定と適正管理の徹底を強く要望します。

第四に、災害時の命と尊厳を守るトイレ対策についてです。

これまでの震災の教訓を踏まえ、生活の根幹であるトイレとジェンダーを含む多様性、交差性の視点をこれからの防災の核に据えるべきです。発災後百五十トン超えの排出が予測されるし尿ごみに対し、収集運搬のタイムラインを明確にした実効性ある計画を策定してください。また、約七割の区内世帯が共同住宅に居住する実態を踏まえ、マンション内のマンホールトイレの把握や上物への助成を強化し、在宅避難の質を担保することを求め



費用助成、学校現場への財務権限の拡大による隠れ教育費に頼らない適切な公費支出への見直し、区役所の事業や学校が絡んだPTAの強制化や役割の強制の見直し、開校記念日をはじめとした平日休み、学校の振替休日の見直し、七十二時間の一斉帰宅抑制を求める東京都帰宅困難者対策条例と乖離をする引渡し訓練、引取訓練の見直し、また、特に子育て支援の無償化については、障害の有無を問わず実施がされるよう、重症心身障害児等在宅レスパイト事業の利用料の一時預かり同様の無償化、放課後等デイサービスの利用料の負担軽減への所得制限の撤廃や完全無償化への移行、障害児向けのベビーシッター利用についても求めました。

これらを実施する財源、人手を確保するための効率化、デジタル化については、オンライン手続が一時的に機能停止とならないためのマイナンバーカード更新事務のアップデート、効率化と対応の負担軽減につながる電話対応の見直し、一次応答へのAI活用、契約等を含めた行政手続の完全オンライン化へのハードル解消、相談業務におけるオンライン化、スマートフォン対応、イベント広報におけるデジタル最適化とオンラインプラットフォームの活用、往復はがきによるイベント申込み等の見直し、学校と保護者の連絡におけるさらなるデジタル活用の推進を求めます。

また、次世代である子ども・若者が育っていく環境については、デジタルデバイスを活用した誰もが学びやすい教育環境の整備、世田谷区で実施可能な高校入試制度に関する課題の見直し、保護者に加え、教員による自己負担、自腹の防止、特に中学校部活動における教員負担の是正、部活動へのアーティストバンクとの連携、子ども手続代理人制度の普及、離婚後の親子交流の支援のアップデートを求めます。

ほかにも区有施設、跡地の活用、自治体間連携による気候危機対策の推進、ニュースポーツの推進、マンション防災の推進、グリーンインフラ都市型水害対策の推進、協働プラットフォームの推進、京王線連続立体交差事業に伴う新たなまちづくり、公園を活用した稼ぐ公共の実現といった今日的な課題の解決に向けた取組についても、新たな展開が進んでいくことを望みます。

加えて、今回の予算委員会の最後には、学校における不可解なルールについても取り上げました。世田谷区子どもの権利条例第五条では、自分らしくいられ、個性が尊重される権利が掲げられていますが、一部の学校に残る硬直的なルールは、社会が多様化、複雑化している実態を反映しておらず、社会の多様化を前提とする子ども・若者部と学校、クラスを重んじる教育委員会で基準が異なっている実態が浮き彫りになったと感じてい

ます。

私たちが暮らしている二〇二六年は、既に数年前に登場した生成AIにより、コンピュータ、スマートフォン上だけでなく、日常生活も徐々に変化してきています。今後のさらなる予測不可能な時代に必要なことは、工業社会時代の言われたことを高速でこなす能力ではなく、変化への柔軟性や創造性、問題解決能力です。一時的な環境変化を恐れることなく、最大限個性を生かす、伸ばす教育となることを望みます。

最後に、改めて二〇二六年度予算案、次世代を育む暮らし応援予算の目玉事業について言及をします。

特に各種一時預かり事業の利用料の無償化、ベビーシッター利用支援事業について、かねてより主張してまいりましたが、核家族、頼れる共助がない子育て世帯が多い世田谷区において、こうした事業が普及することにより、孤独な子育ての負担が少しでも肩代わりされることを切に願います。

しかしながら、兄弟姉妹がいる場合や、先ほども申し上げた障害の有無といった条件によっては現実的に利用が難しい、利用料等の制度が異なるといった課題も残っています。あらゆる子ども・子育て中の人々に手に届くサービスとなるよう、保護者や現場の声を聞いて不断のアップデートを望みます。

また、「ずっと、世田谷。」定住・住み替え応援事業についても触れます。

二〇二三年度、令和五年度住宅・土地統計調査によれば、世田谷区の核家族世帯に占める世帯年収一千万円以上の割合は四七%だそうです。今回の政策は、住宅を購入する世帯に四十万円を給付するものが中心ですが、世帯年収約一千二百万円程度の世帯であれば、国税、都民税を除く特別区民税のみで毎年約四十万円を世田谷区へ納税をいただいています。八千万円の中古マンション、一億円を超える新築マンション、戸建てを購入する世帯は、一年で四十万円の給付金をペイするだけの納税を経年にわたっていただいていた、今後もいただくことを鑑みると、本事業は、長年、世田谷区へ多額の納税をいただき、それでも長らく支援対象にならなかった中高所得層の子育て世帯に向けた負担軽減になると捉えて、現役世代による納税を原資にした数々のばらまきの中ではましなほうであると判断をしています。

加えて、予算案から本事業のみ撤回することによる子育て世帯へのネガティブなメッセージは金額以上の影響をもたらすのではないのでしょうか。ふるさと納税の流出百四十億円や年収の壁の引上げ七億円の影響を経ても、特別区民税、前年比約百五十億円増加を鑑



未来を守るだけではありません。今この瞬間の暮らしが安心して営まれてこそ、次の世代が育まれる、今日の暮らしが苦しければ次世代が育まれることはありません。目の前の区民生活を支えることと、未来への投資は切り離せない一体のものです。今こそ区民の生活基盤をしっかりと支える予算と執行体制が求められます。

まず、全ての区民が安心して住み続ける前提は、個人の尊厳と人権が保障されることにあります。この基盤を整えることは行政の使命です。

犯罪被害者相談窓口については、障害のある方は犯罪被害に遭っても申告に至らない割合が高く、被害が潜在化しやすい実態があるため、窓口での合理的配慮の整備を求めました。そして、障害者の意思が最大限尊重され、入所ありきではない住まいと生活の自由の確保や、国連障害者権利委員会から廃止勧告を受け改正を控える成年後見制度ですが、意思決定支援は区独自の制度をつくり、区民の自由意思に基づく選択を保障することを求めました。

女性の五人に一人が被害を経験するデートDVは、予防啓発から被害後の支援まで一貫した体制の構築や学校との連携強化を求めました。あわせて、女性の健康と尊厳に関わる月経についても、社会全体が理解すべき日常の一部として体験型啓発やアウトリーチの実施を提案しました。縦割りを超え、庁内横断的な連携の下、あらゆる人権が保障される世田谷の実現を求めます。

そして、人権の保障とともに全ての区民に居場所があり、誰もが包摂される地域社会の実現が必要です。また、今この瞬間に支援を必要とする方々がいる現実を家庭の責任にせず、社会全体で支え合う構造を築かなければなりません。夜間に一人で過ごす子ども、ヤングケアラーの存在は、家庭ではなく社会の問題でもあります。子どもを孤立させない支援体制の充実、まいぷれいすと児童館が連携をして、子どもを地域で支える仕組みの強化を求めました。

医療的ケア児を抱える保護者の方々からは、移動支援の拡充を求める切実な声が寄せられ、拡充とともに、障害児通所支援事業所の開設補助金が確実に執行されることを求めました。さらに、グループホームで暮らす障害者が体調不良時に自室で休むことすらかなわない現状の是正は急務です。当事者の声を政策の出発点に据え困難の有無にかかわらず、誰一人取り残さない支援基盤の構築を強く求めます。

そして、ソフト面のみならず、ハード面の生活基盤の整備も急務です。町は誰のためにあるのか、行政や事業者のためではなく、そこに暮らす区民のためにはありますが、再開発

や道路計画においてこの原則は貫かれているのでしょうか。形骸化した説明会やパブリックコメントにとどまらず、計画の初期段階から住民が主体的に関わる仕組みの強化が不可欠です。

そして、千歳烏山駅前の百四十メートルタワーマンション計画は、多くの区民が不安と反対の声を上げています。高さの根拠が不透明であり、都市計画法第十六条に基づき提出された住民意見の反映がどう担保されるのか厳しく問いました。また、投資や転売目的で取得され、町の空洞化への懸念を示すとともに、事業者だけの利益ではなく、広く地域住民の声を聞き、利益が還元されるよう求めました。ほかにも、道路整備や公園整備など様々なまちづくりの場面で丁寧に対話を積み重ねることを求めます。

そして、首都直下型地震等の大規模災害から区民の命と生活を守るための取組も加速させる必要があります。発災時の通信環境確保のためのスターリンクの配備拡大や避難行動要支援者協定を、町会だけではなく、NPOやマンション防災組織などへ柔軟に広げることが求めました。

次に、求めるのは賃上げや地域経済の活性化です。

賃上げこそが最大の物価高対策とも言われ、正当な労働対価なくして生活は守れません。公契約条例の労働報酬下限額の現場での遵守、職種別労働報酬下限額の導入を求めました。また、区の再任用職員と正規職員の賃金格差の是正を求めました。公契約と関わる事業者が賃金向上に向けて責任を果たせるよう取り組み、地域経済の底上げにつなげてください。

また、地域経済を支えるのは、地域に根づいた個店や中小事業者です。しかし、その多くが人手不足や後継者不足の危機にあります。事業承継マッチング支援も実効性ある地域密着の取組へとすることを求めます。

また、バス路線の廃止、減便は、福祉と経済に直結する深刻な問題です。二種免許取得支援やコミュニティバス専門の運転手の育成など、踏み込んだ人材確保策が必要です。区内の個店の消失は、地域のつながりや文化の喪失と同義です。ほかにも、区内農業の収益向上に向けたホームワークビレッジとの連携や、障害者がITスキルで地域事業者を支える仕組みなど、新たな手法に積極的に取り組むよう求めます。

そして、次世代を担うのが今を生きる子どもや若者たちであり、そんな子どもや若者たちが生きたい、暮らしたいと思う社会こそが、持続可能な世田谷の姿です。そのために、まずは子どもたちを孤立させないように、学校現場での孤立の早期把握が重要です。また、

真のインクルーシブ教育の実現に向けた啓発を行うこと、誰もが安心して学校に通える通信環境を整え、自分たちの声で社会は変わるんだという成功体験を積み重ねるためにも、児童生徒が予算の使途を決める生徒主体予算の導入を求めました。また、学習効果の高いアプリ選定への当事者の参画も提案をいたしました。

そして、子どもの成長を支える家庭や教員の支援も不可欠です。憲法が定める義務教育の無償化に反し、高額な標準服などの隠れ教育費が保護者の重荷となっており、負担軽減は急務です。さらに、教職員の働き方改革も待ったなしです。学校モジュール導入における教育委員会の準備不足が現場の負担となっている現状を猛省し、管理職との関係で悩み、休職を余儀なくされる教員がいなくなるよう、教育委員会が現場任せにしない姿勢を貫くべきです。教員が安心して働ける環境なくして、質の高い教育は実現しません。

様々な施策を次の時代にアップデートしていく、次の時代に合った社会を区民とともにつくるために、デジタルの活用や新たな枠組みが求められます。子ども・若者部でのデジタルプラットフォームの活用を全領域に広げていくこと、区のAI活用によって得られた知見の区民還元など、新たな時代に必要な取組を積極的に行うことを求めます。そして、区内にある様々な資源のシナジーを生み出すためにも、高校や専門学校との連携の強化を求めました。

そして、大きな議論となった子育て・若者夫婦世帯の定住・住み替え応援事業「ずっと、世田谷。」は、政策のロジックモデルの不明瞭さ、事後申請では転出抑制効果を測定できないといったKPIの不備など課題が浮き彫りとなりました。住み続けたいと思えるまちの実現には、待機児童対策を克服し、保育、教育、住まいなどを網羅した庁内横断的な施策とマーケティング視点による戦略的な事業構築が不可欠です。

我が会派は、国の住宅政策が乏しい中、公共住宅の活用による若者・子育て世帯への居住支援など、中間層を含むあらゆる対象に向けた住宅政策を求めてきました。だからこそ、本事業の速やかな効果検証と実効性のある事業改善を強く要望いたします。

そして最後に、税とは、区民が互いの暮らしを支えあうための共同事業の原資にはほかなりません。しかし、今、社会には税への忌避感や見返りが無いという不信感、政治に対する不信が広がっています。だからこそ、公金運用で区民の財産を守ること、区民に税の使い方を丁寧に説明し、透明性を確保し、予算編成に参画できる仕組みなどを構築していく。そして、ベーシックサービスの充実、行政サービスの提供を通じて生活基盤を安定化させ、税と社会に信頼感を取り戻す必要があります。



りたいと思います。

それでは、令和八年度世田谷区一般会計予算外三特別会計に賛成の立場から、公明党世田谷区議団の意見を申し上げます。

予算委員会で取り上げました個別課題は、今後注視してまいります。我が党として、重要事項と捉えている施策について、改めて七点申し上げます。

第一に、稼ぐ公共についてです。これまで再三再四、税収や補助金に依存する姿勢から脱却し、自ら稼ぐとの意識を持ち、公共空間をいかに活用していくのかということに知恵を出すべきと求めてまいりました。改めて、公共で稼ぐとの視点で公共空間の活用を求めます。

第二に、住宅政策についてです。我が党は、これまで現役世代への住宅政策が不可欠と訴え続け、区はようやく重い腰を上げたと思っております。特に不動産価格上昇により、区内に住み続けられないとの声を多くいただいております。転出超過が顕著な二十代、三十代の現役世代への住宅支援を求めてまいりました。区は「ずっと世田谷。」と銘打ち、定住応援事業、住み替え応援事業に踏み出すことについては、物価高が続き、激動の経済情勢の中で、現役世代に響く政策となっているのか、常に効果検証を行うことを求めます。また、区営住宅においても、都営住宅同様に、若年夫婦、子育て世帯を対象とした戸数増への取組を求めます。

第三に、地域通貨として、せたがやP a yの活用範囲の拡大についてです。公金を扱う窓口での遺失トラブルが多発しており、事故防止と区民の利便性向上のために、速やかに百三十四か所全ての公金取扱窓口でのキャッシュレス化を進め、せたがやP a yでの支払いを可能にすることを求めておきます。また、高齢者向け入浴券支払い事業へのせたがやP a yの活用も求めます。

第四に、税金の使い道の観点から、多様な学習支援の見直しについてです。世田谷区では、児童生徒の学習支援拠点が様々用意されているものの、通塾か拠点かの二者択一であり、支援を必要とする児童生徒に真に寄り添う事業になっているのか検証が必要と考えます。例えばさきに提案したスタディークーポン事業ですが、通塾を希望するが、長く続かない児童生徒に寄り添う取組として全国で注目されており、子どもの選択も保障されています。今後、スタディークーポン事業を選択肢の一つに加えることを重ねて求めておきます。

第五に、災害対策についてです。個別避難計画の実効性の確保については、何よりも支



ました。社会情勢の変化に伴って行政の役割が拡大していることは事実であります。漫然とした肥大化は厳に慎み、国と同様、将来を見据えた投資という視点を強く意識し、施策を構築しなければなりません。

新規事業を立ち上げる際には、客観的データや科学的根拠に基づき、区民ニーズを的確に把握した上で事業効果を明確に示すことが必須であり、また、既存事業についても、時代の要請に即した内容となっているか、費用対効果の観点からも不断の評価と検証を行い、めり張りのある予算編成が不可欠です。不安定な国際情勢や長引く物価高騰により、日本経済の先行きが依然として不透明な状況を踏まえれば、将来の行政需要を見据えた持続可能で強固な財政基盤の構築が急務であることを改めて強調しておきます。

また、円滑な区政運営には、人材の確保・育成と組織力の強化が不可欠です。安定した財源が確保されていても、施策を立案し、実行する職員がいなければ行政は機能しません。さらに、責任体制の明確化やチェック機能の強化、庁内横断的な情報共有といった組織内部の統制が欠かせません。しかし、今年度も交付金の紛失や補助金の算定誤りなど、多くの事務ミスが区議会に報告されています。ヒューマンエラーは起こり得るものですが、行政の信頼を損なう重大な事案が報告されるたびに、マンパワーの不足や組織ガバナンスの脆弱さに懸念を抱かざるを得ません。

今後は、将来の区政を担う人材の確保と、世田谷への誇りと使命感を持って職務に当たる職員の育成に一層注力するとともに、適切な業務執行を支える強固なガバナンス体制の構築を求め、以下、個別の施策について意見を述べていきます。

まずは、子ども・若者施策についてです。

令和八年度予算は、次世代を育む暮らし応援予算と位置づけ、子ども・若者施策を重点的に推進するものと認識しています。少子化による人口減少が深刻化する中、希望する全ての人々が安心して子どもを産み育てられる環境整備は不可欠であり、未来への投資としても極めて重要です。

一方、来年度の保育園入園選考は非常に厳しい状況となり、相当数の待機児童が発生する見込みです。この喫緊の課題に対して、新規施設を前倒しで整備するとのことですが、まずは保育ニーズを様々な観点から詳細に把握した上で、ニーズに応じた定員の拡大や弾力化を検討し、速やかに受皿を確保するとともに、ベビーシッター利用支援事業についても周知を図るよう求めます。

加えて、家庭での子育てを望む方が安心して選択できるように、四月から開始される一

時預かり事業等の無償化の周知を図るとともに、在宅子育てへの金銭的支援等、新たな視点を含めた在宅子育て支援のさらなる充実を求めます。

子ども・若者施策は、出産、保育から就学、思春期、自立へと続く一本の線として設計されなければなりません。令和八年度に着手する架け橋プログラムの全区展開をその起点として、幼児教育と小学校教育の接続を着実に進めるとともに、不登校児童生徒への対応についても、北沢学園の開校を契機に、居場所提供にとどまらず、在籍校連携、卒業後の進路追跡まで含めた途切れない支援を設計するよう強く求めます。

また、児童相談行政について、特に一時保護所の受入れが大変厳しい状況にあるということについても早急な対応を求めます。虐待対応件数が増え続ける中、今後も要保護児童の増加が見込まれ、現状のまま、恒久的施設の整備まで五年、十年と放置するわけにはいきません。早急に第2一時保護所の設置とともに、職員の増強と体制の整備を求めます。その上で、近い将来には、必要な定員を見越した、保護した子どもたちの環境を第一に考えた恒久施設の整備を求めます。

また、定住応援・住み替え応援事業については、未来の担い手である子育て世帯や担税力のある世帯の定着という理念には賛同するものの、果たして四十万円程度のインセンティブが区内での住宅購入や住み替えの動機づけとなるのか甚だ疑問です。代表質問でも述べたとおり、本事業については、区外転出抑制効果など、明確なKPIを設定し、その達成状況を随時議会へ報告した上で、事業の見直しや継続の必要性を判断するよう申し上げます。

次に、災害対策について申し上げます。

地域における防災力向上については、住民主体の消火活動に有効なスタンドパイプの設置拡充や、定期的な防災訓練の実施など、商店街をはじめとした多様な地域主体と一体となった取組を求めます。また、避難所運営についても、備蓄の充実、トイレの改善、プライバシーの確保などさらなる充実を求めます。

また、災害時の医療提供体制の構築も喫緊の課題です。人口九十万人を擁する自治体にふさわしい医療基盤の確保に向けた支援とともに、区内医師会や医療機関との連携による災害時医療救護拠点の充実や、トリアージ体制の確立、医療従事者の参集、派遣の仕組みづくりなど、実効性のある体制の構築を強く求めます。

医療機関については、人件費の上昇や物価高、医療機器、資材の高騰、施設の老朽化など、公営、民営問わず、全国的に大変厳しい状況にあり、地域医療崩壊の危機と言われて

います。特に区内医療機関は民間経営が多く、最悪の場合は閉院、倒産となり、救急搬送の受入れや災害拠点確保の観点から、経営支援が喫緊の課題です。他自治体で行っているような医療機関への経営支援について、来年度の補正も含め迅速な予算化を要望します。

次に、道路整備について申し上げます。

まず、恵泉通りについてです。区長はようやく重い腰を上げて、占有者と直接交渉を始められたようですが、区長が多用する議会で陳情が趣旨採択された重みという言葉に本心が見え隠れしています。自分はやりたくないけれども、議会が言うから立ち退いてくれと言わんばかりであり、これでは占有者の方に道路の必要性が伝わるはずがありません。事業期間を令和九年度末までと定めたのは区長自身です。御自身の言葉で道路整備の必要性を訴え、そして必要な決断を下さねばなりません。

また、せたがや道づくりプランの改正素案では、準優先整備路線というカテゴリーを新設し、補助五四号線のⅡ期区間などを位置づけましたが、準優先整備路線とは一体何なのでしょうか。道路整備の賛成派、慎重派双方により顔をしようとした結果、何を目指しているのか曖昧で、双方共に不満が残る、実に保坂区長らしい玉虫色に感じました。とにもかくにも、事業中の区間は遅滞なく完成させるとともに、優先整備路線を計画期間内に確実に事業着手できるよう、予算、人員を確保、配分すること、そして、準優先整備路線についても、課題を早急に整理し、特に五四号線のⅡ期区間については、事業化に向けて都市整備委員会で表明した地元住民への意見聴取に速やかに着手すること、以上について、区長自ら所管部に対して明確に指示することを強く求めます。

ほかにも総合評価方式の改善、効率的な公共施設整備、農地保全、区内産業振興、ホームステイ型民泊の保護、せたがやP a yデータの活用、高齢者・障害者施策の充実、幼児教育の充実と私立幼稚園の支援、また実効性あるいじめ防止対策の推進など、申し上げたいことは多々ございますが、これまで我が会派が指摘、提案してきた内容を十分に踏まえた政策を速やかに実行していただくことを切にお願いします。

結びに、長く区政に尽くされ、この三月に退職される多くの職員の方々に対し、心より感謝を申し上げ、自由民主党世田谷区議団の意見といたします。（拍手）

○石川ナオミ議長 以上で阿久津皇議員の意見は終わりました。

これで各会派の意見は終了いたしました。

これより採決に入ります。本四件を三回に分けて決したいと思います。

まず、議案第一号についてお諮りいたします。採決は電子採決システムによって行いま



日程第五 議案第三十三号 世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例外議案一件

○石川ナオミ議長 本二件に関し、企画総務委員長の報告を求めます。

〔三十五番加藤たいき議員登壇〕（拍手）

○企画総務委員長 加藤たいき議員 ただいま上程になりました議案第三十三号「世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第三十四号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」の二件につきまして、企画総務委員会における審査の経過とその結果について、一括して御報告いたします。

本二件は、いずれも一般財団法人世田谷トラストまちづくりの公益財団法人への移行に伴い、規定の整備を図るため、それぞれ提案されたものであります。

委員会では、理事者の説明を了とし、直ちに採決に入りましたところ、議案第三十三号及び議案第三十四号の二件はいずれも全員異議なく、それぞれ原案どおり可決と決定いたしました。

以上で企画総務委員会の報告を終わります。（拍手）

○石川ナオミ議長 以上で企画総務委員長の報告は終わりました。

これより採決に入ります。本二件を一括して決したいと思います。

お諮りいたします。

本二件を委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号及び第三十四号の二件は委員長報告どおり可決いたしました。

◆

○石川ナオミ議長 次に、日程第七及び第八の二件を一括上程いたします。

〔水谷次長朗読〕

日程第七 議案第三十五号 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例外議案一件

○石川ナオミ議長 本二件に関し、福祉保健委員長の報告を求めます。

〔三十三番いたいひとし議員登壇〕（拍手）

○福祉保健委員長 いたいひとし議員 ただいま上程になりました議案第三十五号及び議案第三十六号の二件につきまして、福祉保健委員会における審査の経過とその結果につい

て御報告いたします。

初めに、議案第三十五号「世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、保険料の保険料率を改定するとともに、国民健康保険法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率等について定め、併せて規定の整備を図るため提案されたものであります。

委員会ではまず、前回の委員会で説明のあった改定保険料のモデルケースは現実的か否か、また、当該モデルケースの実際の世帯数が問われたのに対し、理事者より、特別区で統一保険料方式を採用しており、特別区の資料に基づき説明を行った。また、当該モデルケースの世帯数は把握していないとの答弁がありました。

また、本改定内容と区民に対する説明方法が問われたのに対し、理事者より、保険料は加入者一律に賦課される均等割額と、加入者の所得に応じて賦課される所得割額により構成されている。来年度の保険料は、均等割額が千百円増加する一方で、所得割率は〇・〇九％減少する。このため、年収が低い世帯では、均等割額の増加分を上回るほど所得割額が減少しないことから、前年度よりも保険料は上昇する。逆に年収が高い世帯では、所得割額の減少分が均等割額を上回るため、保険料は減少する。なお、年収一千万円以上の世帯は、賦課限度額が増額されるため、保険料は上昇する。また、区民に対しては、区ホームページにおいて、国民健康保険料の仕組みを案内するとともに、保険料の概算を試算できるサービスを提供している。今後、より分かりやすい区民周知に努めるとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、公明党より「本改正は、新たな保険料負担を伴うため、保険料決定通知書へのリーフレットの同封や、区ホームページでの分かりやすい説明による被保険者への丁寧な周知を求め、賛成する」、立憲民主党・無所属より「今回の条例改正により、保険料の負担が増える区民への丁寧な説明を求め、賛成する」、日本共産党より「今回の改定で、基礎分及び後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の一人当たり保険料の増に加え、均等割額も増となる。さらには、子ども・子育て支援納付金分も新設されるわけだが、我が党は、子ども・子育て支援に関する予算は、大企業や富裕層への応分負担や税制の見直し、防衛予算の削減による確保を求め、子ども・子育て支援法改正に反対している。また、全国知事会の要望を踏まえ、国保への一兆円の公費負担増による保険料の引下げと、均等割の廃止を提案してきた。物価高騰による区民生活への影響が深刻

化する中においては、一般会計からの繰入れを復活させるべきと考える。区には引き続き、これらの意見を国に対して要望するとともに、区独自の軽減策を求め、本議案に反対する」、生活者ネットワークより「本来、国民健康保険は、所得の再分配を担うべき制度であるが、依然として低所得層やひとり親世帯に重い負担を強いる構造的課題を抱えている。特に世帯主課税の仕組みは、ジェンダー平等の視点からも個人の自立を妨げる前時代的な発想である。今回、少子化対策の財源として、子ども・子育て支援金を国保料に上乗せして徴収するわけだが、これは実質的に逆進性のある増税であり、支援対象であるはずの低所得世帯や子育て世帯を苦しめる本末転倒な制度設計である。国の一般施策である子育て支援の財源を医療保険制度から拠出することは、社会保険の原則をゆがめるものであり、容認できない。区民の命と健康を守るセーフティーネット維持のため、本議案には賛成するが、区には独自の軽減措置の検討を、また国に対しては、公費を投じた抜本的な制度改革を強く求める。あわせて、保険料の支払いが困難な区民に対する、ジェンダーや世帯状況に配慮したきめ細やかな相談体制の強化を要望する」との表明がありました。

引き続き採決に入りましたところ、議案第三十五号は賛成多数で原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第三十六号「世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本件は、介護保険法施行令の改正に伴い、保険料率の算定に係る特例を定めるため提案されたものであります。

委員会ではまず、今回の措置に対する特別区介護保険課長会の申入れ内容が問われたのに対し、理事者より、課長会から国に対し、分かりやすい制度構築や他の方策による対応検討について申入れを行ったとの答弁がありました。

また、今回の措置に係るシステム改修経費と、その財源が問われたのに対し、理事者より、主に区の制度に適用させるためのシステム関連経費として約二千八百万円と見込んでいる。財源については、国の補助金等が示されておらず、現在検討中と伺っているとの答弁がありました。

さらに、本措置による区民への影響が問われたのに対し、理事者より、税制改正に伴い、非課税となる場合でも、介護保険ではその影響が遮断されることとなるとの答弁がありました。

その後、意見に入りましたところ、日本共産党より「本議案は、税制改正に伴い、給与





願が三月六日に提出をされ、これを承認し、欠員となっているところ、新たに議員選出監査委員として、河村みどり氏を選任いたしたく、地方自治法第九十六条第一項の規定に基づき、御提案申し上げた次第でございます。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○石川ナオミ議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第三十八条第三項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石川ナオミ議長 御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。採決は電子採決システムによって行います。

お諮りいたします。

本件を同意と決定することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○石川ナオミ議長 以上で表決を確定いたします。

賛成全員と認めます。よって同意第一号は同意と決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、河村みどり議員の再出席を求めます。

〔十六番河村みどり議員入場〕

○石川ナオミ議長 ただいまの同意に伴い、新旧監査委員から挨拶があります。

○旧監査委員（藤井まな議員） 昨年五月に監査委員の選任に同意をいただきまして、重要な職責を務めさせていただきました。まずもって感謝を申し上げたいと思います。

この監査委員を務めている間に、多くの知識を学ぶことができましたし、特に財政援助団体の監査では、民間の株式会社にも監査をするという経験もいたしました。さらには、施設監査においては、児童館や保育園や小学校、そういったところにも監査をさせていただきました。小学校では、小学校の校長先生の交際費の領収書を一枚一枚監査するなど、それまで私が区議会議員として行ってこなかった仕事でありましたから、本当に大きな仕事なんだなということを感じさせていただきました。

その一方で、監査委員は、一般質問をしない、決算で質問しないということで、一見すると、仕事をしていないんじゃないかというふうに言われることもございます。多くの日









先日、区立小学校の卒業式で校長先生が、今年度の卒業児童は日本中が混乱したコロナウイルス感染が広まった年に入学した子どもたちですと式辞を述べられました。入学式が二か月遅れ、分散登校、マスク、大きな声で笑い合うこともできない制限のある中でも、学校生活を楽しんでくれていたとのことでした。

六年前の自身を思い返せば、訪問介護の職員として、初めての感染症に訳も分からず向き合っていました。ふだんの訪問に加えて、通所施設の休業で在宅する高齢者が増えたことに伴い、ケアの時間も増えました。頭からつま先まで使い捨ての防護服、ゴーグル、フェースシールド等を提供され、コロナ患者またはリスクの高いケアには特別手当が支給されました。そんな中での突然の休校、子どもを一人で自宅に置き続けることができず、やむなく仕事を減らし、常勤職員が代わって対応をしてくれました。コロナ禍であっても高齢者の日常は続きます。私たち介護従事者にケアを止める選択肢はありませんでした。

世田谷区内の訪問介護従事者は、コロナ禍以降、常勤職員は増えている一方で、非常勤職員は千名近い減少、全体として、二〇二五年現在、約八百人のヘルパーがいなくなっています。常勤職員が増えている要因として、処遇改善加算の要件となっていることが考えられ、安定したケアが提供できる点はよいのですが、結果として、利用者負担の増加につながっています。また、業務の効率化が進む中で、経営面から効率の悪いケアの担い手が減っていくことへの懸念、例えば介護予防・日常生活支援総合事業を受託する事業者が年々確実に減少していることも見過ごせません。

高齢期に少しでも自分らしく最期を迎え、家族の介護負担を軽減させるために最後のとりでとなるのが福祉職です。少子・高齢化が進む中で、介護保険制度は、介護従事者の処遇改善、そして利用者負担の増加、この二つの課題を抱えています。三年に一度改定が行われる介護保険制度の議論は、昨年末、社会保障審議会によって基本的方向性が示されました。長年議論されてきた利用者負担の増加については、ここでも先送りとなり、二〇二六年中に結論づけることになっています。この議論の場に、市民に最も近いところで声を聞いている私たち地方議会から、このタイミングで意見を届けることには大きな意義があると考えます。

介護従事者の処遇改善の財源を利用者負担に頼る現在の制度設計の見直しは、慎重かつ必須で行うべきであり、特に低所得者世帯が介護サービスの利用を控えることのないようにしなければなりません。

生活者ネットワーク世田谷区議団は、介護サービスの提供における報酬改善、利用に係









○石川ナオミ議長 これより意見に入ります。

発言通告に基づき発言を許します。

なお、意見についての発言時間は、議事の都合により三分以内といたします。

三十番岡川大記議員。

〔三十番岡川大記議員登壇〕（拍手）

○三十番 岡川大記議員 参政党会派は、今回の決議に反対の立場で意見を申し述べます。

私は、戦争そのものには明確に反対です。いかなる理由があろうとも、無辜の民間人、とりわけ子どもたちの命と生活が脅かされる現状は断じて許されるものではありません。だからこそ、この現実を変えるために実効性ある対応が不可欠です。しかし、本決議にはその具体性が欠けているため、反対の立場から理由を三点申し述べます。

第一に、今回の決議は内容があまりにも抽象的であり、どのような情勢だから何を実行するのかが示されておりません。平和的外交や責任を果たすといった言葉は否定しません。しかし、適切な現状分析と具体的な行動を伴わなければ、現実は変わりません。戦争という極めて現実的な問題に対し、抽象論だけで向き合うことは責任ある態度とは言えません。

第二に、そもそも戦争は単純な善悪で語れるものではなく、長年の関係性や歴史、地政学的な背景の積み重ねの中で生じております。例えば直近であったウクライナ戦争においても、アメリカやNATOの関与、過去からの経緯を含め、単純な善悪では整理できない複雑な構造がありました。ロシア側にも安全保障上の認識があり、ウクライナ側にも国内外の政治的判断の積み重ねがありました。そのような中で、日本はすぐに立場を片方に決め、平和的な外交手段の一環として資金提供を行ってまいりましたが、結果として紛争の長期化に寄与している側面があるのではないかというような点についても冷静に検証する必要があります。

同様に、イランとイスラエル、アメリカの関係についても、背景には複雑な歴史と利害関係が存在し、現在は情報戦やプロパガンダが激しく行われており、何が正確な情報なのかを見極めること自体が極めて困難です。だからこそ、安易に一方向の価値判断や抽象的な理念だけで結論を出すべきではありません。現実を正確に把握できないままの意思表示は、かえって状況を誤らせる危険性すらあります。

第三に、日本のこれまでの対応との整合性の問題です。我が国は、平和を掲げながら





二番おぎのけんじ議員。

〔二番おぎのけんじ議員登壇〕（拍手）

○二番 おぎのけんじ議員 世田谷刷新の会として、本決議案に反対の立場から意見を申し上げます。

まず、本決議文において、イランへの軍事行動を行った関係国、また「力による一方的な現状の変更」の主体として、アメリカとイスラエルを念頭に置いていることは、文脈上、そう解釈するほかありません。反対の最大の理由は、その「力による一方的な現状の変更」という言葉の使い方が極めて不適切であり、国の外交方針、とりわけ先日行われた日米首脳会談の内容とも整合しないからです。

この言葉は、本来、ロシアによるウクライナ侵攻や中国による東シナ海、南シナ海での行動など、明白な国際法違反、既存の国際秩序を踏みにじる行為を指して使われてきました。ところが、本決議文は、この重い言葉を、事実上、アメリカやイスラエルを名指しする形で用いています。もし可決すれば、世田谷区議会は、アメリカやイスラエルの行動は、ロシアのウクライナ侵攻と同質の侵略であると公式に認めるメッセージを内外に発信することになります。

しかし、政府はそのような評価を一切行っていません。高市総理は国会答弁で、イランによる核開発や周辺国への攻撃など、地域を不安定化させる行為を強く懸念しつつ、関係国にはあくまで外交的な解決を求めていくと述べ、いずれの当事者にも自制と国際法の遵守を求めるという慎重な立場を繰り返し示してきました。

さらに、三月十九日に行われた日米首脳会談において、高市総理は、イランによる核開発やホルムズ海峡封鎖を強く非難しつつ、事態の早期沈静化とエネルギー安全保障の確保に向けた日米連携を確認しました。また、力または威圧による一方的な現状変更の試みへの反対は、中国をめぐる文脈で確認されたものであり、今回のイラン情勢に適用されたものではありません。

また、決議文の最後にある「日本政府に対して、平和国家としての責任を果たす対応を強く要請する」との文言も抽象的かつ具体性に欠けています。

我が国は憲法の下で平和国家として歩んできました。平和国家とは、理念を掲げるだけでなく、同盟関係、抑止力、そして国際協調に基づく現実的な外交、安全保障政策の積み重ねによって初めて支えられるものです。

政府がまさに今、日米同盟や関係国との連携の下、事態の沈静化と邦人保護、エネルギー



本国民の世論からも、高市首相の対応は大きくかけ離れています。

高市発言に対し、トランプ大統領は、日本は立ち上がってくれた、NATOとは違うと絶賛、今、世界をめぐる最大の論点が国際法秩序の維持と力の支配を許すかどうかにある中、高市首相の発言はまさに力の側に立とうとするものです。

高市首相のアメリカにおもねる態度は際立っています。NATO諸国は、ホルムズ海峡への艦艇派遣を求められたのに対し、ドイツのメルツ首相は我々はこの戦争に参加しないと述べ、フランスのマクロン大統領もホルムズ海峡の作戦に参加することは決してないと述べました。さらに、イタリアのメローニ首相は国際法の枠外の介入であると批判し、スペインのサンチェス首相は一方的な国際法違反など、国際法上問題があるとの認識を明らかにしています。

一方、茂木敏充外相は、テレビ出演し、日米首脳会談の舞台裏を語りました。この中で、トランプ大統領がイラン情勢との関連で、日本を含む同盟国に要求している中東、ホルムズ海峡への艦船派兵をめぐり、憲法九条の制約を伝えたことを明らかにしました。高市首相は会談後の記者会見で、自衛隊の中東派兵について、日本の法律の範囲内で行うことができるとできないことがあるので、これについてきっちり説明したと述べましたが、詳細なやり取りは明らかにしていませんでした。茂木氏は憲法九条があり、その下で様々な事態認定がある。そうしたことも含めて、日本には制約があると述べました。憲法九条がなかったら、アメリカに対して物が言えない日本は、この大義のない戦争に世界で唯一参戦することになったかもしれません。このことを契機に、自民党の一部には、より一層改憲の動きを強めようとする動きがありますが、憲法九条を生かした平和外交こそが世界に平和と繁栄をもたらすものです。

二〇一五年に強行された安保法制は、集団的自衛権の行使を可能とした存立危機事態や、戦闘中の米軍などへの後方支援を可能にする重要影響事態などを設定、今回のアメリカ、イスラエルによるイラン攻撃でも派兵の根拠とされる可能性が指摘されました。しかし、憲法九条を変えない限り、全面的に機能しないことが浮き彫りになりました。高市氏が政権につき、衆議院の八割以上を憲法九条改憲派が占めても、九条の生命力と権力を縛る憲法の規範力は健在であることが証明されました。

今、少なくない地方議会から即時停戦と外交努力による解決を求める決議が上げられています。東京都府中市議会では、「米国・イスラエルによるイランへの軍事攻撃及びそれに伴う報復の連鎖に対し、外交努力による即時停戦を求める決議」を全会一致で可決しま

した。決議では、府中市が一九八六年に行った「すべての核兵器と戦争をなくし、平和な世界を築くことは、人類共通の差し迫った課題」との平和都市宣言を踏まえて、米国とイスラエル及びイランに対し、即時停戦と対話を基調とした外交努力による平和的解決に立ち戻ることを求めています。

日野市議会では、「イランをめぐる軍事行動の即時停止と外交による平和解決を求める決議」が全会一致で可決され、米国とイスラエルによるイランへの軍事攻撃が国連憲章や国際法を無視した暴挙にほかならないと強調、攻撃直前まで続いていた外交協議を一方的に打ち切った軍事行動は、平和的解決の機会を閉ざすとして許されることではないとしました。また、「核兵器廃絶・平和都市宣言のもと恒久平和を訴え続けてきた日野市議会として、これ以上の犠牲を防ぐため、米国・イスラエルおよびイランは、直ちに全ての軍事行動を停止すること、日本政府は、即時停戦と対話再開に向けた積極的な外交努力を主導すること」を求めています。

他の地方議会での決議が、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、国連憲章や国際法を無視した暴挙と強調し、自らの自治体の平和都市宣言などとも重ね合わせ、日本政府に即時停戦と平和外交を求めていることに比べ、今回の世田谷区議会としての決議が不十分であることは否めません。文言の中で、「無辜の民間人、とりわけ子どもたちの命と生活を脅かしていることは誠に遺憾である」としている点について、遺憾ではない、許されない行為である、暴挙であるという強い姿勢が求められます。が、この決議の「法の支配や国際法秩序に基づき、武力ではなく平和的外交によって解決するべきであり、日本政府に対して、平和国家としての責任を果たす対応を強く要請する」の一文には、アメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃は、国際法違反であり、アメリカ、トランプ政権とイスラエルに対し、直ちに攻撃を中止し、平和憲法を生かした外交による解決を求めていると解されることから、この決議に賛成します。

以上です。（拍手）

○石川ナオミ議長 以上で坂本みえこ議員の意見は終わりました。

これで意見を終わります。

これより採決に入ります。採決は電子採決システムによって行います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することについて、お手元のボタンによる表決を求めます。

[賛成・反対ボタンにより表決]





